

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1		監査委員事務局		申請	事務の監査の請求代表者証明書の交付	法令	地方自治法施行令	第99条	
2		監査委員事務局		申請	情報公開条例に基づく開示請求に対する決定	例規	上天草市情報公開条例	第11条	
3		監査委員事務局		申請	個人情報保護条例に基づく開示請求に対する決定	例規	上天草市個人情報保護条例	第16条	
4		監査委員事務局		申請	個人情報保護条例に基づく訂正等請求に対する決定	例規	上天草市個人情報保護条例	第23条	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 監査委員事務局

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	事務の監査の請求代表者証明書の交付
処分権者	監査委員
根拠区分	法令
根拠規定	地方自治法施行令第91条第2項(第99条において準用)
基準規定	地方自治法施行令第91条第2項(第99条において準用)
審査基準	<p>第91条(略)</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>第99条 第91条から第98条まで、第98条の3及び前条の規定は、地方自治法第75条第1項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>表(略)</p>
標準処理期間	7日
更新日	平成29年3月1日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 監査委員事務局

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	情報公開条例に基づく開示請求に対する決定
処分権者	監査委員
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市情報公開条例第11条
基準規定	上天草市情報公開条例第7条、第8条、第9条、第10条
審査基準	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令若しくは条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他、国県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)の職務に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)、個人の事業に関する情報及び公務員等の職務に関する情報のうち公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれのあるもの又はそのおそれがあると認める公務員の氏名。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある影響から市民等の生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公益上公にすることが必要であると認められるもの</p> <p>(4) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>(6) 市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(7) 市、県、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>オ 市、県、国又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関しその企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>(8) 議会の議員又は会派の活動に関する情報であって、公にすることにより、当該議員又は会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(部分開示)</p> <p>第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(公益上の理由による裁量的開示)</p> <p>第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。</p> <p>(公文書の存否に関する情報)</p> <p>第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書(情報)が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報として保護すべき利益が害されることとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。</p>
標準処理期間	開示請求書が到達した日から起算して15日以内
更新日	平成29年3月1日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 監査委員事務局

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	個人情報保護条例に基づく開示請求に対する決定
処分権者	監査委員
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市個人情報保護条例第16条
基準規定	上天草市個人情報保護条例第17条、第18条
審査基準	<p>(開示の実施)</p> <p>第17条 実施機関は、前条の規定により保有個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し当該保有個人情報の開示をしなければならない。</p> <p>2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 公文書に記録されている保有個人情報 公文書の当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付</p> <p>(2) 磁気テープ等に記録されている保有個人情報 磁気テープ等から印字装置により出力した物の当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付</p> <p>3 実施機関は、前項の規定による保有個人情報の開示をすることにより、公文書又は磁気テープ等から印字装置により出力した物(以下「公文書等」という。)が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、その他やむを得ない理由があると認めるときは、当該公文書等の写しにより開示をすることができる。</p> <p>4 第15条第2項の規定は、前2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。</p> <p>(開示をしないことができる個人情報)</p> <p>第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含まれているときは、当該個人情報の開示をしないことができる。</p> <p>(1) 法令、条例又は議会の会議規則の規定により、明らかに本人に開示をすることができないとされている情報</p> <p>(2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、本人に開示をしないことが正当であると認められるもの</p> <p>(3) 開示請求者以外の者に関する個人情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの</p> <p>(4) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該法人その他の団体又は個人に著しい不利益を与えると認められるもの</p> <p>(5) 本市と国等との間における協議、依頼、要請等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示請求者に開示をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの</p> <p>(6) 本市の機関内部若しくは機関相互間又は本市と国等との間における審議、検討、調査研究等に関し実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に著しい支障を生ずるおそれがあるもの</p> <p>(7) 本市の機関又は国等が行う事務事業に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該事務事業又は同種の事務事業の目的の達成が著しく損なわれるおそれがあるもの、公共安全及び秩序の維持に著しい支障を生ずるおそれがあるもの、情報を保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれがあるものその他本市の行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれがあるもの</p> <p>(8) 第14条第2項の規定により、本人に代わって開示の請求がなされた場合であって、開示の請求の対象となった個人情報の開示をすることが、当該本人の利益に反すると認められる情報</p> <p>2 (略)</p>
標準処理期間	開示請求のあった日の翌日から起算して14日以内
更新日	平成29年3月1日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 監査委員事務局

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	個人情報保護条例に基づく訂正等請求に対する決定
処分権者	監査委員
根拠区分	条例
根拠規定	上天草市個人情報保護条例第23条
基準規定	上天草市個人情報保護条例第21条
審査基準	<p>(訂正等の請求)</p> <p>第21条 第17条第1項の規定による開示を受けた自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。</p> <p>2 第16条第1項の決定(保有個人情報が存在しないときの決定を除く。)を受けた自己の保有個人情報が第7条の規定に違反して収集されたと認める者は、実施機関に対して、当該保有個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>3 何人も、第9条及び第10条の規定によらないで自己の個人情報が目的外利用等適正に取り扱っていないと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの目的外利用等の中止の請求をすることができる。</p> <p>4 何人も、自己を本人とする特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止</p> <p>5 第14条第2項の規定は、前各項に規定する訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用の停止、消去若しくは提供の停止(以下「利用停止」という。)(以下「訂正等」という。)の請求について準用する。</p>
標準処理期間	訂正等の請求のあった日の翌日から起算して30日以内
更新日	平成29年3月1日